

平成28年9月14日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」
の一部改正について

日本銀行では、引換依頼人に対する本人確認について一部見直しました。

つきましては、「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」の一部を別紙1のとおり改正し、別紙2の経過措置を講じたうえで、平成28年9月16日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- 6. (4) を横線のとおり改める。

6. 引換手続

(4) 日本銀行は、来店した方の同意を得たうえで、本人確認を必要に応じて行うほか、損傷現金の損傷経緯や欠損部分の行方経緯などをお伺いすることがあります。ただし、本人確認については、ファクシミリ等の方法により事前に連絡のあった引換依頼の内容と合致した「引換依頼書」が提示されたとき、また、当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する「引換依頼書」が提示されたときは、省略することがあります。

○ 書式第2号-1を横線のとおり改める。

表面

略（不変）

裏面

引 換 依 頼 書			
(基本事項)			
(損傷の種類) <small>該当を○で囲む。</small>	破れ、切取り、シュレッダーによる裁断、縮れ、剥げ、旧券、 焼け、汚れ、変色、腐蝕、変形、摩耗、溶合、旧貨、 その他 ()		
(損傷の経緯)			
		確 認 結 果 等	
本人確認	書類 ()	電話	不能 拒否
(法人等の場合) 来店した者	書類 () 氏名： 住所：	電話	不能 拒否 電話：-
損傷経緯(補足)			
欠損部分	無 ・ 有 (行方：)		
依頼現金の写真 (その他)	無 ・ 有 (数量： 枚)		
(特記事項)			
----- 必要ある場合のみ記入して下さい。 -----			
○ 所用のため貴行の鑑査に立会うことができませんので、貴行において 決定される引換金額については、異議を申しません。	印またはサイン		
○ 依頼した現金の金額を不明としましたので、貴行において決定される 引換結果について、現金の枚数や形状にかかる異議を申しません。	印またはサイン		
○ 依頼した現金に付着あるいは混じっている現金以外のものは、不要 ですから貴行において処分して下さい。	印またはサイン		
			確認者印

経 過 措 置

「引換依頼書(現)」を作成する際には、新書式の調製が完了し、配付するまでの間、旧書式を訂正することなく、使用してください。

以 上